

令和5年度

事業計画書

令和5年 4月 1日から

令和6年 3月31日まで

公益財団法人 **たんしん地域振興基金**

I. コミュニティ活動及び産業活性化の活動に対する助成事業（公益目的事業1）

〔事業の目的〕

産業活性化の活動を行う団体等の事業活動に対する支援を通じて、豊かな住み良い地域社会の創造に寄与する。

1. 中小企業大学校の講座受講に関する助成事業

産業活性化の1つとして、企業の人材育成に関する事業への支援として、中小企業大学校関西校の各研修コースを受講する場合に助成金を交付する事業を行う。（1件3万円以内、1事業所年間合計助成額6万円以内）

II. コミュニティ活動及び産業活性化の活動に対する自主事業（公益目的事業2）

〔事業の目的〕

当法人が自ら自主事業を行うことで、但馬地区におけるコミュニティ活動及び産業活性化の活動を支援し、豊かな住み良い地域社会の創造に寄与する。

1. 経営塾の運営事業

但馬地域の産業活性化を担う人材を育成するため、満50歳未満の但馬地域の若手経営者、後継者、幹部等を対象に、株式会社エム・イー・エルの佐藤先生を招聘して、経営理論に裏付けられた実践的な経営講座を実施する。

2. 経営者セミナー事業

中小企業経営者等を対象に、経営者としての資質を向上させるため、産業活性化やコミュニティに関するセミナー事業を但馬信用金庫等と協賛して行う。講師等は未定。

III. 奨学金事業（公益目的事業3）

〔事業の目的〕

当法人が、奨学金給付を行うことにより、これからの但馬地域を担う若者の教育機会を経済的側面から支援し、豊かな住み良い地域社会の創造に寄与する。

1. 奨学金交付の運営事業

奨学金を給与する学生は、経済的理由により修学困難な者であって、次の各号に定める資格を有する者に給付する。

- (1) 奨学金申込時点において但馬地区の高校に在学する学生であること
- (2) 品行方正、研究意欲旺盛にして学術優秀な者であり、原則四年制大学またはこれと同程度以上の学校を希望する者
- (3) 在学する学校長からの推薦のある者であること

2. 支給期間

奨学金を給与する期間は、卒業までの在学大学での正規の最短修業年限とする。また、最大で4年間とする。

3. 支給金額

月額 15,000円（半年毎の支給）

4. 支給人員

年間 7名程度（各校最大1名）

IV. 但馬地域の情報発信 並びに 特定団体等への活動支援事業

（その他の事業[相互扶助等事業]1）

[事業の目的]

当法人が、次に掲げる事業を行うことにより、但馬地域において、コミュニティ活動や産業活性化の活動を支援し、豊かな住み良い地域社会の創造に寄与する。

1. ホームページ「但馬の百科事典」運営事業

但馬地域にまつわる情報をとりまとめ配信している。新たなコンテンツを追加するとともに、既存の内容についての修正等を実施していく。

V. 管理部門（法人会計）

[事業の方針]

当法人は公益財団法人として認定された、当地域における民間の数少ない公益の助成機関として、コミュニティ活動や産業活性化の活動を支援し、豊かな住み良い地域社会の創造に寄与する。

1. 業務執行態勢の整備と強化

必要に応じて内部規程の見直しやそれらに則った適切な法人運営を行う。

2. 情報公開

例年通り、ホームページを中心に情報開示を行う。

3. 事務局職員の教育

制度改革や法令の制定・改定等に則った態勢整備に努める。